

別紙1 対象施設一覧表

No	施設名	設置箇所		住所	施工可能期間 (予定)	備考
1	新長田駅	1 番線	可動式ホーム柵 18 台	長田区松野通 1	令和 2 年度	設置優先順位 1 番
		2 番線	可動式ホーム柵 18 台			
2	名谷駅	1 番線	可動式ホーム柵 18 台	須磨区中落合 2-3-1	令和 2 年度	設置優先順位は協議による
		2 番線	可動式ホーム柵 18 台			
		3 番線	可動式ホーム柵 18 台			
		4 番線	可動式ホーム柵 18 台			
3	西神中央駅	1 番線	可動式ホーム柵 18 台	西区糺台 5-9-4	令和 2 年度	設置優先順位は協議による
		2 番線	可動式ホーム柵 18 台			
		3 番線	可動式ホーム柵 18 台			

別紙 2 定義集

- (1) 各種共通仕様書等 要求水準書の「第 1」「8」「(3)」の項で参考基準・指針等に記載する仕様書等をいう。
- (2) 完成検査 甲が乙から工事の引き渡しを受けて供用を開始する前に、工事が設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準を満たした状態にあることを確認するために必要な検査で、要求水準書の定めの規定に基づき乙が行う工事検査の検査項目に準じるものをいう。
- (3) 業務水準 本件契約に基づく全ての業務に係る入札説明書等、入札説明書等への質問に関する回答、事業者提案書類及び各種共通仕様書等に記載の内容及び水準をいう。
- (4) 協力企業 本事業開始後、構成企業から本事業に係る業務を受託し、又は請け負うことを予定している企業をいう。
- (5) 工事監理企業 乙が、工事監理業務の全部又は一部を受託させる構成企業をいう。
- (6) 工事監理業務に必要な書類・図書等 要求水準書の「第 4」「1」「(4)」の項の表中「施工中」及び「完了時」の欄に記載の資料をいう。
- (7) 構成企業 施工企業、設計企業及び工事監理企業をいう。
- (8) 事業指針 本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答及び事業者提案書類をいう。
- (9) 事業実施場所 要求水準書別紙 1 に記載する施設及びその他本事業を実施するに当たって必要となる場所をいう。
- (10) 事業者提案書類 落札者が入札説明書等に基づき提出した一切の書類をいう。
- (11) 施工企業 乙が、施工業務の全部又は一部を請け負わせる構成企業をいう。
- (12) 設計企業 乙が、設計業務の全部又は一部を受託させる構成企業をいう。
- (13) 設計図書 要求水準書の「第 2」「1」「(8)」の項の設計成果一覧表に記載の設計成果品をいう。
- (14) 可動式ホーム柵の設計・施工・監理事業 本件契約に基づき実施されるすべての工事を対象施設ごとに個別に又は総称していう。
- (15) 対象施設 各施設において工事の対象となる別紙 1 に記載する施設を個別に、または総称していう。
- (16) 提案水準 要求水準を全て満たす事業者提案書類において提案された内容及び水準をいう。
- (17) 入札説明書 本事業に関し、令和元年 8 月 28 日に公表された「西神・山手線新長田駅・名谷駅・西神中央駅可動式ホーム柵の設計・施工・監理事業 入札説明書」（公表後の変更を含む。）をいう。

- (18) 入札説明書等 入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、様式集、その他これらに関して甲が追加で提示する資料をいう。
- (19) 入札説明書等に関する質問への回答 入札説明書等に関して提出された質問書を基に甲が作成し、令和元年9月下旬に公表された回答書をいう。
- (20) 要求水準 要求水準書に記載された本事業の遂行に当たって、乙が満たすべき最低水準をいう。
- (21) 要求水準書 本事業に関し、令和元年8月2日に公表された「要求水準書」（公表後の変更を含む。）をいう。
- (22) 不可抗力事由 提案時において、想定し得ないような、暴風、豪雨、洪水、台風、地震、地滑り、落盤、落雷、大雪、火災、不慮の事故、ストライキ、ロックアウト、暴動、伝染病、内乱、革命、戦争、爆発、外部電源からの長期の電力供給停止等の自然災害又は人為的な事象であって、甲又は乙の合理的な制御が不能なあらゆる事由をいう。
- (23) 法令改正等 法令の制定又は改正をいう。
- (24) 本件契約上の秘密 甲及び乙が本件契約上の義務の履行又は本件契約上の権利の行使に際して知り得た情報で、一般に公開されていないものをいう。ただし、本件契約締結前に既に、自ら保有していたもの及び公知であったもの並びに本件契約に関して知った後、自らの責めによらずして公知になったもの及び正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得したものを除く。
- (25) 本事業に直接関係する法令 特に本事業と類似の工事に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令であって、本事業に直接関係する新税の成立並びに消費税率及び地方消費税率の変更も含まれるが、これに該当しない法人税その他の税制の変更及び乙に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。